

郵便
報知新聞
第六號

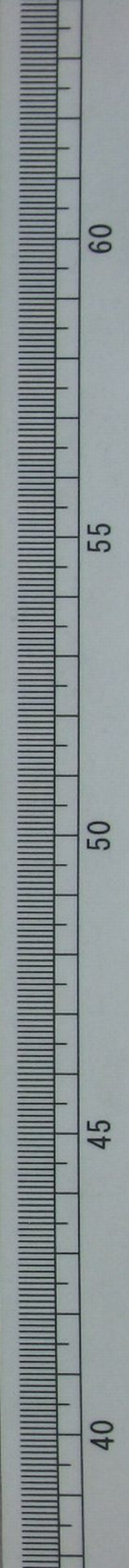
明治壬申九月

新貨三錢

驛遞察檢

東京横山町三丁目
太田金右衛門

西垣文庫
文庫 10
7391
3



九例

遠近の人民互に性情よく相通し事理よくお達するは新聞紙の如くは
故に西洋諸國苟も文明な名あるは地より必に新聞紙の如くは
ありて國內國外を論ずるの事務を網羅し保てて奇事異聞瑣
語常談を採用し以て日刊し夕刊し博識を以て幾んど家
喻戸曉小説を以て概あれは國人甚ぶあれを便とせり今爰に郵便
此新聞を刊行するも廣く遠近の子成我せ大ひに内か此情と通し善
古今の變を知りて世に裨益あるは我欲するあり蓋し瓶水の
氷成見て天下に寒を知るべしは小冊子と云るもの亦當今の子情の
一斑を窺ふべし

西垣文庫



郵便報知新聞第十八號 明治五年申九月

○ 神宮神號太字自今大字可相用事

○ 自今僧侶苗字相設住職中ノ者ハ其寺住職某氏名ト

可相稱事

但苗字相設候ハ、管轄所へ可届出事

○ 修驗宗ノ儀自今被廢止本山當山羽黒泓共從來ノ本

寺所轄ノ儘天名真言ノ兩本宗へ歸入被 仰付候条各

地方管ニ於テ此旨相心得管内寺院へ可相達事

但從來營生ノ目的等無之ヲ以テ歸俗出願ノ向ハ始

未具狀、上教部省へ可申出事

右太政官ヨリ御達シアリ

○小倉縣ヨリ報知

人ハ萬物ノ靈ト云ヘリ然ルニ鳥ノ空ニ翔ル歎ノ山ニ
 走ル魚龍ノ江海ニ優遊スル人ノ及ブベキニ非ズ羽毛
 鱗介其身ヲ護シ飛走隱顯其自由ヲ得ル亦人ノ及ブベ
 キニ非ズ其萬物ノ靈タル果テ何レニアルヤ惟一ノ
 識アリ天地ノ浩渺ナルモ此ニ由テ推測シ秋毫ノ細微
 ナルモ此ニ由テ分析ス學問ニ非ザレハ其一班モ窺フ
 アタハズ凡ソ知識ハ學問ニ由テ開明シ學問ハ知識ニ

由テ上達ス二者相須テ其功德ヲ遠大ニ施ス如此ニシ
 テ萬物ノ靈タルニ背カザルベキカ伏惟今日 皇國ノ
 外國ニ對峙スルハ全ク知識ノ力ニ由ル此ニ依テ智識
 ヲ開クハ 皇國ニ於テ至大至廣ノ要件ニシテ一日モ
 猶豫怠慢スベキ事ニ非ズ故ニ 朝廷海陸軍文部教部
 ヲ始メ百工技藝各其学校ヲ置キ大ニ人材教育ノ道ヲ
 開ク加之生徒ヲ海外各國ニ留学セシム蓋智識ヲ開明
 スルハ至大至廣ノ一要件タル故ナリ於是各縣競テ学
 校ヲ興シ子弟ヲ教育シ知識ヲ開明スルノ基ヲ立ツ今
 此管内ノ人民豈獨因循日ヲ送ルベケンヤ夫智識ノ國

家ニ關係スル試ニ一身ニ就テ之ヲ論セシ耳目ノ觸ル
 所利害相雜ヘ一言ノ下榮辱相夫ス選テ其宜ニ處スル
 智識ノ力ニ由ル若耳目ヲ塞テ聲色ニ臨ム何ヲ以テ五
 采五声ヲ分ツベキ一家一國亦然リ故ニ學校ハ銘々已
 ガ智識ヲ開ク場所ナリ各郡各村速ニ取興シ其盛大ヲ
 期スベシ其最寄々々富メル者ハ財ヲ出シ貧者ハ手足
 ヲ勞シ祠官祠掌區長戸長ハ縣廳ノ御趣意ニ基キ身ヲ
 以テ區村ノ人民ヲ率ヒ周旋奔走シ其力ヲ合セ智識ノ
 開明スル學校要件ヲ取興サレシ其レ輕忽ニスル勿レ
 ○新貨幣追々御發行ニ成リ一處東京府下在々人民も日

用の取引未だ旧貨の両分及び銀目等の名目を用ひて
 圓錢の唱を用ひす坂府商賈日用の取引を見るに御布
 令以來速に圓錢の唱を用ゆる事一般ありされハ開化
 の人ハ却て坂府にありんう府下の人にも此唱を改正
 せざる時ハ第一憲官を輕んずるに當るべし心ある人
 宜敷注意あり度事あり

○前島驛邊頭旅行先より同寮へ書状の大意

僕に伴ひ来れる書生輩の夜話に近時東京に在りてを
 身より尺鐵を帯びずして深夜の歩行も危きと覺へられ
 ども猶旅すれば安うす思ふに代り斯く小劔を帶

びーありと僕も亦竊ひそかに小銃こじゆを携もち来きたりしに、此物語
 りよ前年ぜんねん歐米諸国おうべいしよこくを經へ廻めぐりし時ときハ数千里の道みちを獨ひとり行ゆ
 せしと徹夜てつやの旅たびをせし時ときも紙かみを剪きり菓物くわくの皮剥くぐ
 為なりし懐中小刀ふちのこを用意よういせしのみ外ほかは寸兵すんべいとも備そなへず
 して一ひと點てんの危あや心しんを生なせざりし今いまハ自國よれいの旅たびと云いひ
 帝都ていとと距とほざるあらじと僅わずか二十里餘にじゅうりりの地ちへ行いくとも兵へい器きを
 携もちへ持もてるあど実じつよとをきよし事ことあるうふと覺おぼへず
 歎なげ息いき數かず回まわり及およべり抑おさへ人の安やすきを覺おぼえ又また危あやきを思おもふ斯かも
 彼か我がよありて異ことなりハ何等なんとうの由よし因よしありつとや君等きみら
 も憂世うれいの学まな者ものあり宜よろ敷敷是こゝを判は断だんしたるよし云々

○近衛兵伍長ちかゑへいぶぢやう以下不殘いげふ今般御暇こんぱんごあひまと相ああり是迫こゝの魁精くゐしやう
 と賞あづかせし古ふる叅さんの者ものへ五ヶ年の間ま二人ふたり口新くしん叅さんの者ものへ
 二ヶ年の間ま二人ふたり口を下くだし賜たまり来春らいしゆん歸かへ省しやう仰おほ付つけられし
 ○東京鎮臺とうきやうぢんたい十四番大隊じよしよばんだいたい八月廿六日はつげふじつ夜陳門よちんもんを脱出だつしゆつせし
 鳥取縣士とりごほし率りつ故大坂鎮臺おほさかぢんたい一同縣いどうけんより御届ごとど及びおよびし右みぎハ
 翌曉あしたあけ品川しんがわに於おて追止おしとどらるゝ殘のこらるゝ歸營かへえい及びおよびし
 ○鳥取縣とりごほしヨリ報知ほうち異宗門いしゆもん改心かいしん送致そうちノ條
 鳥取縣とりごほしへ御預ごよニナリタル肥前へいぜんノ国浦上郷くにうらの上ノ異宗門徒いしゆもんてい
 百六十三人ひやくらくじしにんノ内追々うちお悔悟くわいごシ改心かいしんセシ者もの百餘人ひやくじよニ及および
 九十六人きゆうじふろくにんスデニ送おくり歸かへサレタリ改心かいしんセシ者ものハ宗祖しゆそノ

金像ヲ踏マセ氏神ノ守札ヲ持セ其証トスルヲナレ
 彼ノ教ノ人ニ入モノ深ケレハ表面仮リニ悔悟ノ体ヲ
 ナス凡其真偽イカバト云ル者モアリ然ルニ何レモ至
 愚ノ者ニテ其行状斯ル謀アル可キ者ニアラス且一証
 トナス可キハ改心ノ方不改心ノ方各幼稚ノ兒有ケル
 ニ自然讎敵ノ勢ヲナシ是ハ其不改心ヲ憎ミカレハ其
 変心ヲ憤リ一郎内ニ居テ共ニ遊ハズ時々堀ヲ隔テハ
 互ニ相罵ル是切支丹コト譏レハカレ改心ノ奴ヨト嘲
 リカレ汝等死シテ樂土ニハ到リカタシト云ハハ是樂
 土ハ現世ニアリト云且汝等死後ノ樂土ハサシ置今ニ

頭ヲキラル可シト云々毎日ノ争論大抵此ノ如シ無意
 無心ノ小兒輩修飾モ仮託モアル可キ様ナク皆純一真
 情ヨリ発スルモノ其証甚明カナルニ非スヤ是固ヨリ
 主者積日懇諭ノ功ニ因ルト雖全ク御仁政ノ波及スル
 所ナルベシ

○濱田縣より報知

石見國迹摩郡今市原村の豪農原儀一郎妹ゆみと云ハ
 今今年二ハの蕃の花田野に稀ある艷色ありしに當
 七月中隣村の農某の妻ハ伯母の續合ふれハ彼家ニ行
 き居りしに折ふ一同村医師西村誠之進ありハ今歳ニ

十九才頗る醜男ありふり彼ゆみに眷戀一人知れは想
の丈けを口説寄れどもゆみの絶へる答なきせばして
ありあらずふ同月廿三日伯母の方より暇を告げ帰りの
途中誠之進山道に待構へ無慙にもゆみを捕へて深山
の中に連行し終に姦淫し猶も我物よしとて己が居
村一向宗善澤寺へ伴ひ潜居たりしゆみの兄儀一郎
くを募り尋来りてゆみを渡せしと嚴敷争論に及び
しに誠之進無念にや思ひりし技刀にて脅せしり多
勢に協りば遂にゆみを取戻され其身は縣廳に捕りれ
しとあり

一心情慾の迷より終身不義の名を蒙りて遂に父
兄をも辱しむるに至る豈悲しむべき哉

○同縣管下石州濱田在松原の農八右衛門なる者旧藩
士某と計り竹島開墾の事を企て私私の交通遁れ難く
遂に旧政府の律密商の刑に所せられし方今其子孫
を召出さし開拓せらるる云々傳聞せり右ハ全く無根
の浮説ある由同縣より確報ありたり

○府下猿若町三丁目守田勘弥坐し唱へ来れる劇場當
夏中願濟りて元嶋原遊廓跡新富町へ移轉せしが當今
追々普請落成し及び表間口十八間奥行二十三間東西

棧敷三側に分ち鉄柱を建並へ天井板張となり従来の
 模様大に变换し新作の狂言を仕組河原崎権之助若井
 半四郎杯俳優の手揃ふて近日開場又及燧しあり
 ○第十五號中掲載する山梨縣管下村々暴動の始末本
 月廿三日多人數歎願し託し兵器を携へ軍旗を立て頗
 々廳下し迫り翌廿四日商家をむびやの放火乱妨相
 募る依て縣廳より追々鎮靜の處置有之中より一時兇
 徒の暴威は心ありきも雷同附從せし者も少ありらざ
 るに付兇徒中先非を悔ひ速に帰順を願出る族を寛大
 の取扱をりつて其罪を宥むべし若猶其非も悟らば嘯

聚暴動及ぶものハ本縣出張の鎮臺兵をりつて一掃す
 つき旨縣廳より管下の村民へ嚴に諭告あり爾來兇徒
 追々謝罪日あり鎮靜し及ぶべし
 ○為替會社廻漕取扱所へ旧藩縣ありて買入置れし蒸気
 船拾數艘を御下ヶ相成且別段の御監護も有之趣厚き
 御説諭もありより同所頭取高崎長右衛門山路勘
 次岩橋萬造の三名従前所有の船々を御下ヶ相成たる
 船々を合せて日本政府郵便蒸気船會社の名号を以て
 結社致し皇國環海樞要の地へを月々日時を定めて往
 復致度旨願出則 准允相成諸規則其他の方法最も整

肅国内未嘗有ぶる堂々の一大會社と創成せしとあり

○青森縣管轄元館縣地方自今開拓使管轄被 仰付候

旨御沙汰アリタリ

○茨城縣白倉某より書状寫

九月十四十五兩日水戸下町雷神の祭にて出し印手踊

練物等引出し晝夜大に賑へりと云々

○常陸國久野演之介号三紅又卓と云當時居所不分

明あり右ハ親病氣より付事柄告知致度知人ありば速小

當社へ示し玉ふと乞ふ尋主東京榮樹庵あり

報知新聞第十八號終

今般郵便報知新聞刊行の旨趣は遠く隔る國に於て情を互にお通せしむるに

小生亦亦細大を事實各地に相知しめんと云依て之を爲す事法は及申善行の賞

暴徒は補遺機成産物の新裁以替織絲織物漆器陶器米穀桑茶其他の諸品製造

耕作の多寡並に雷雨風水火の災難を暖氣候を速く少くを憂り多きを

皆夫々に筆記して聊文を飾り加へて晴夕成載て是を後一裁免人及び賣

弘所小送り越し給はん事候希ふ

一郵便報知新聞一冊價新貨三錢毎月五号宛出版

當時裁免号より先キ一冊分引受候向を一割引

同四十冊分一割半引

一ヶ年分引清の向二割引

右通割合相送新金郵便賃共清取候共毎号裁免順有依通ひ郵便又はは届可申候

東京橋小町三丁目

發免人

太田八重右衛門

